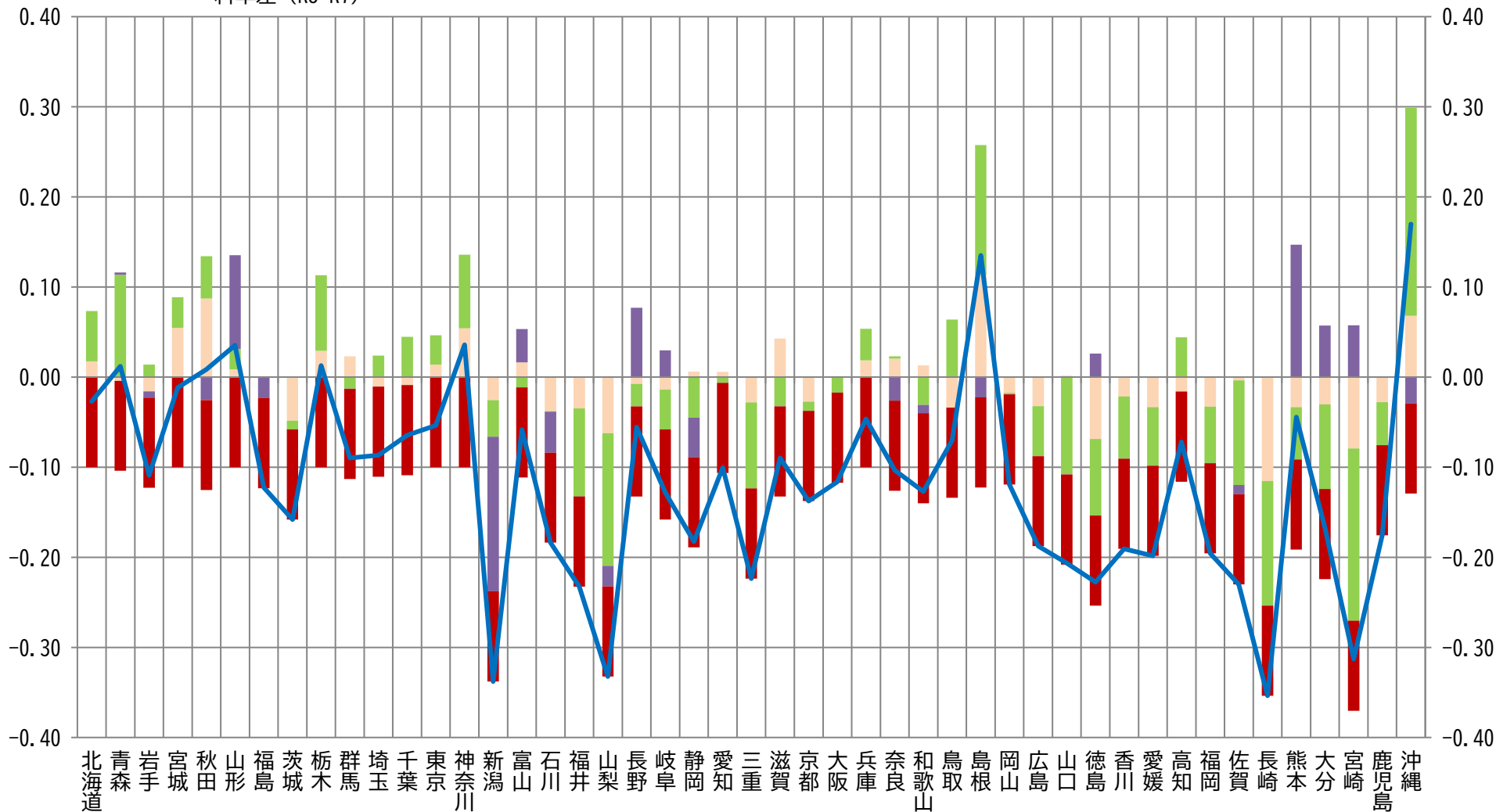


都道府県単位保険料率について、令和8年度の令和7年度からの変化分(料率差)は、「地域差」・「精算」・「インセンティブ」及び「平均料率差(10%→9.9%)」の4つの要因に分解することができる。

「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値である。

## 令和8年度の都道府県単位保険料率の前年度差の要因分解

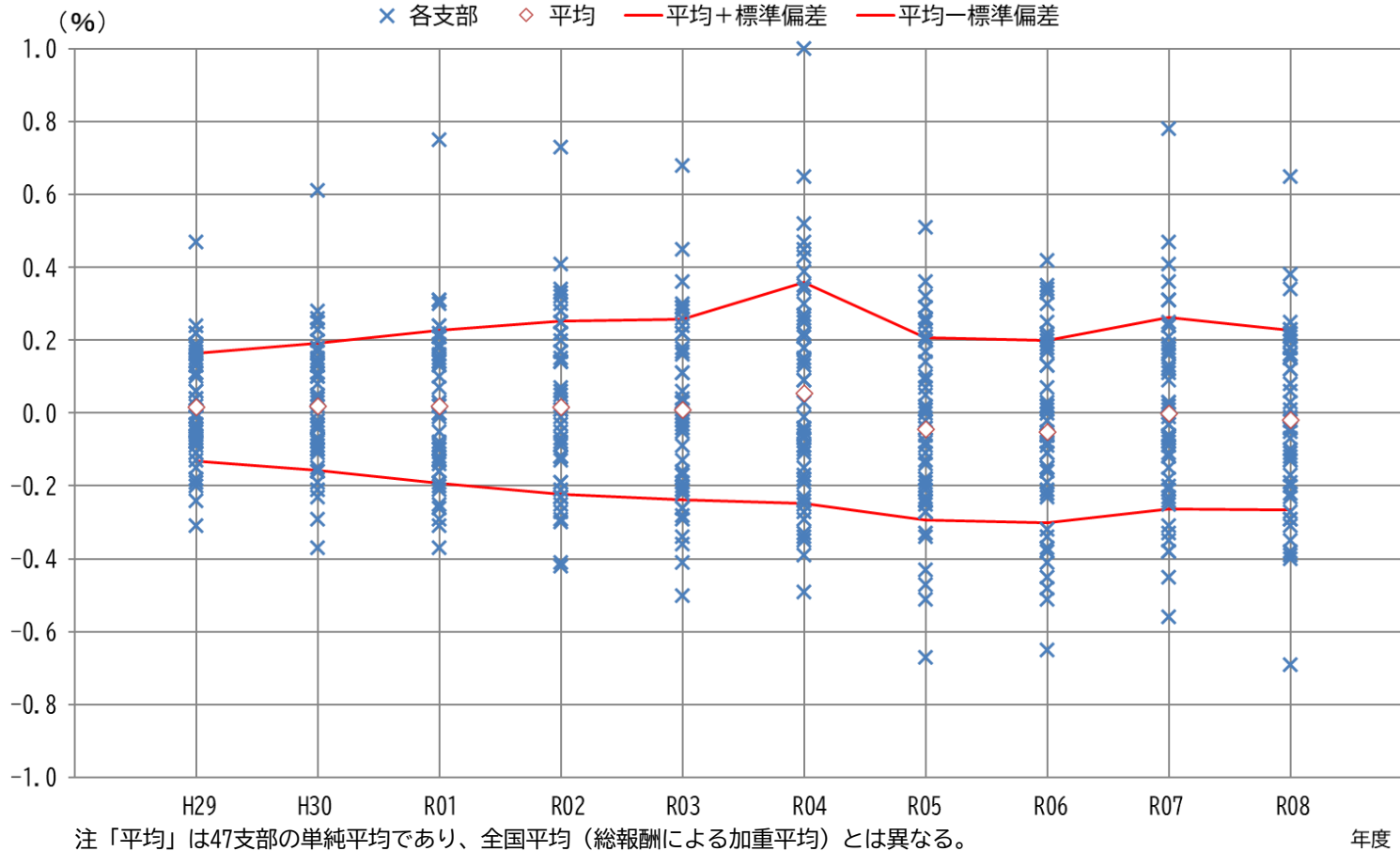
- 地域差分 (R8-R7)
- インセンティブ分 (R8-R7)
- 料率差 (R8-R7)
- 精算分 (R8-R7)
- 平均料率差 (10%→9.9%) 分 (R8-R7)



# 都道府県単位保険料率の推移

都道府県単位保険料率(各支部の適用保険料率と全国平均の差)の標準偏差は、ここ数年は同水準で推移している。(令和2年度以前は激変緩和措置期間)

「青森、秋田、山形、栃木、神奈川、島根、沖縄」の保険料率については、特例措置による据置き前の数値である。



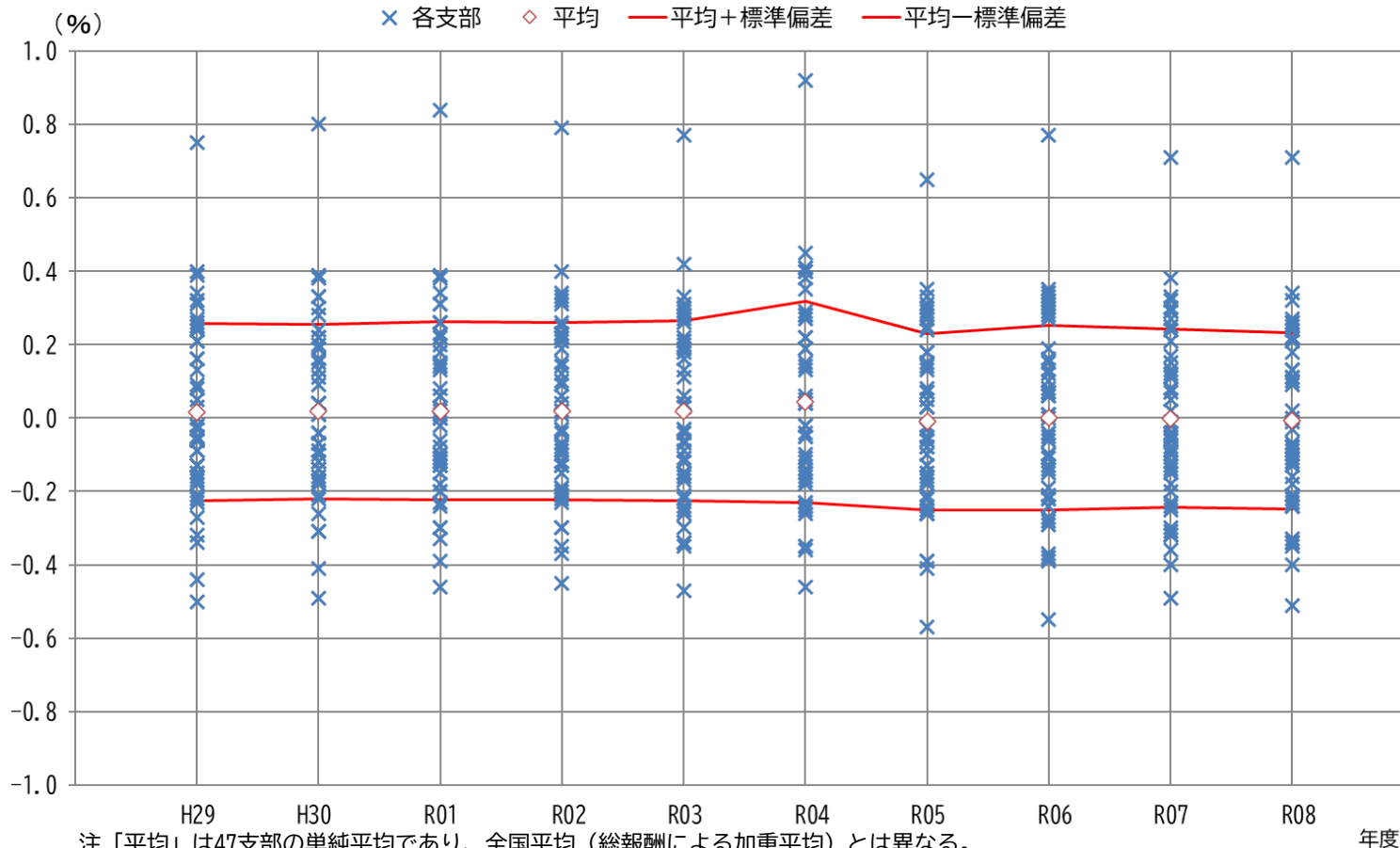
	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
平均	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.05	-0.04	-0.05	0.00	-0.02
標準偏差	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250	0.250	0.263	0.247
最高料率	0.47	0.61	0.75	0.73	0.68	1.00	0.51	0.42	0.78	0.65
最低料率	-0.31	-0.37	-0.37	-0.42	-0.50	-0.49	-0.67	-0.65	-0.56	-0.69
最高料率-最低料率	0.78	0.98	1.12	1.15	1.18	1.49	1.18	1.07	1.34	1.34

※標準偏差とは、  
平均値からのばらつき具合を測る指標。  
値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

# 都道府県単位保険料率(医療給付費についての調整後の保険料率)の推移

医療給付費についての調整後の保険料率(各支部の料率と全国平均の差・令和2年度以前は激変緩和反映前)は、精算及びインセンティブの影響を反映せず、医療費の地域差のみが反映されている。

標準偏差及び最高料率と最低料率の差は10年間同水準で推移している。



注「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

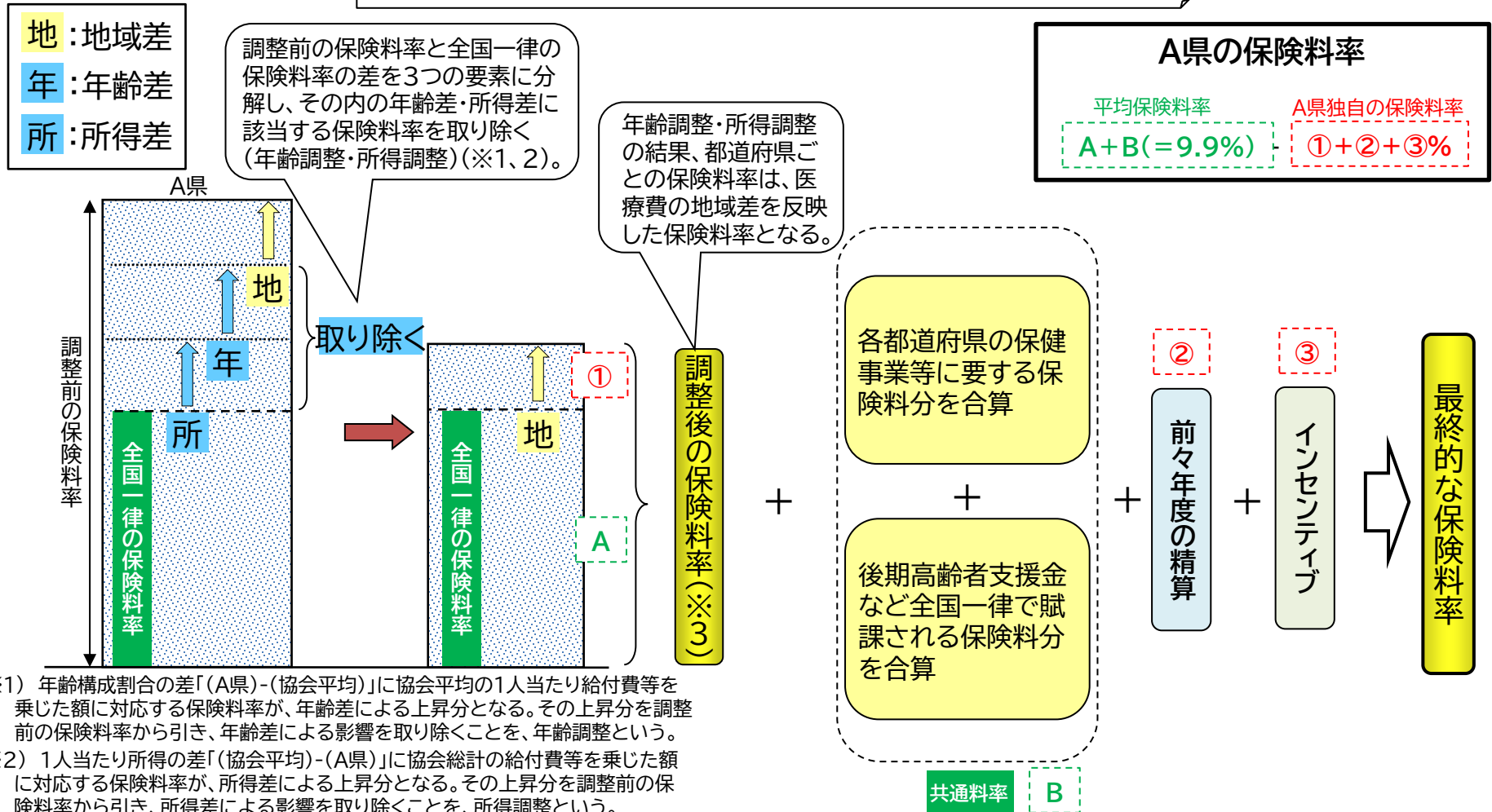
	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
平均	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	-0.01	0.00	0.00	-0.01
標準偏差	0.242	0.237	0.243	0.242	0.245	0.275	0.240	0.252	0.243	0.240
最高料率	0.75	0.80	0.84	0.79	0.77	0.92	0.65	0.77	0.71	0.71
最低料率	-0.50	-0.49	-0.46	-0.45	-0.47	-0.46	-0.57	-0.55	-0.49	-0.51
最高料率-最低料率	1.25	1.29	1.30	1.24	1.24	1.38	1.22	1.32	1.20	1.22

※標準偏差とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

# 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



(※1) 年齢構成割合の差「(A県)-(協会平均)」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

(※2) 1人当たり所得の差「(協会平均)-(A県)」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

(※3) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

# 支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

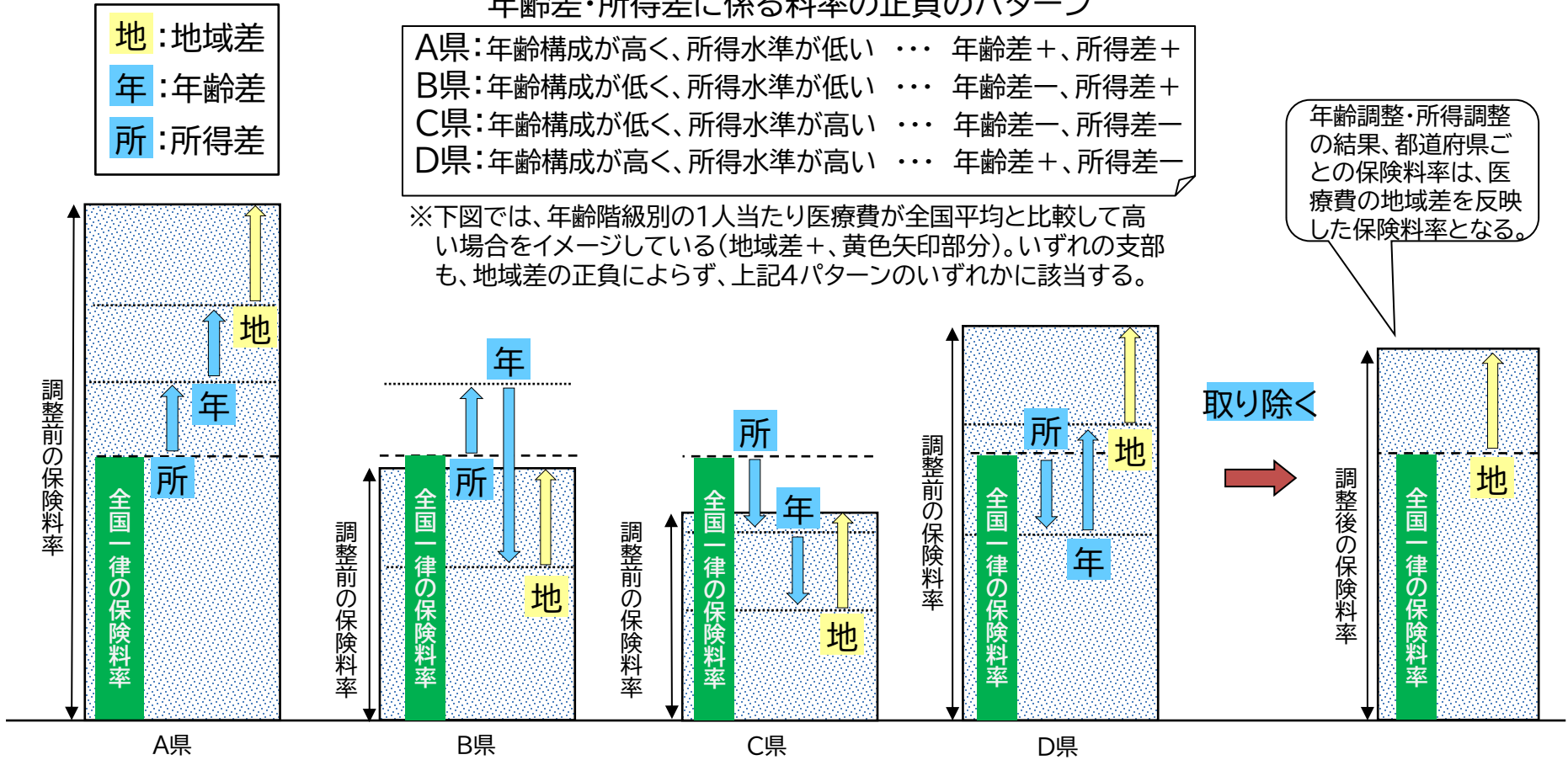
年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える(年齢調整・所得調整)ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

## 年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

- A県: 年齢構成が高く、所得水準が低い … 年齢差+, 所得差+
- B県: 年齢構成が低く、所得水準が低い … 年齢差-, 所得差+
- C県: 年齢構成が低く、所得水準が高い … 年齢差-, 所得差-
- D県: 年齢構成が高く、所得水準が高い … 年齢差+, 所得差-

※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている(地域差+, 黄色矢印部分)。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンのいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



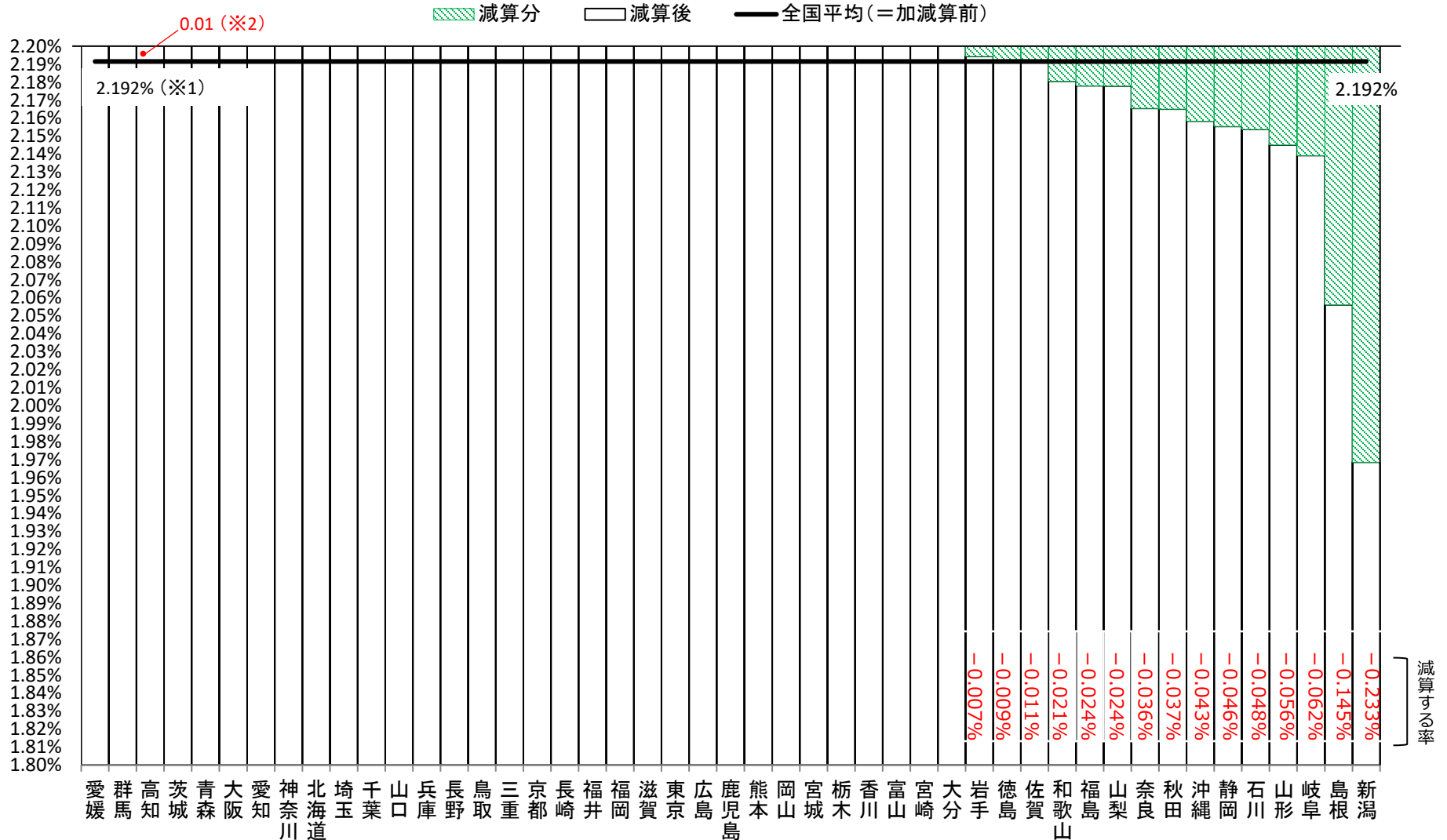
年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

# 令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

## 【令和6年度実績評価 ⇒ 令和8年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔 令和8年度保険料率の算出に必要となる令和8年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和8年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。 〕

加算率0.01



※1 令和8年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和8年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和6年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和8年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和6年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和8年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。